

日医発第744号(地Ⅱ128)

平成27年11月5日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
横倉義武

### 産業医の選任の改善について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、厚生労働省労働基準局安全衛生部長より、産業医の選任の改善について、別添のとおり本職あてに周知・協力依頼がありました。

本件は、産業医として選任できる者の事業場等における役職について、労働安全衛生法または同規則で制限は設けられていないため、企業の代表取締役、医療法人の理事長、病院の院長等が産業医を兼務している事例がみられ、事業者を代表する者や事業場においてその事業の実施を総括管理する者が産業医を兼務した場合、労働者の健康管理よりも事業経営上の利益を優先する観点から、産業医としての職務が適切に遂行されない恐れも考えられることから、次の者を産業医として選任している場合は早期に改善するよう求めているものです。

①法人の代表者又は事業経営主（事業者の代表者）

（例）代表取締役、医療法人又は社会福祉法人の理事長

②事業場においてその事業の実施を総括管理する者（事業場代表者）

（例）病院又は診療所の院長、老人福祉施設の施設長

今回このような通知が発出されるに至った背景と経緯は別紙のとおりですが、本会といたしましては、短期間での制度の変更は現場が混乱するため、平成27年9月2日、本会の産業保健担当副会長ならびに常任理事が塩崎厚生労働大臣のところに出向き、産業医未選任事業場の解消、産業医届出制度の改善等について要望するとともに、本件施行までの準備のための猶予期間を十分設けていただくよう要望いたしました。

今後のスケジュールとしては、労働基準監督署において、産業医の選任状況に関するアンケート票を関係事業場に直接送付し、現状調査を行うことを検討しているということです。さらに、平成28年4月に省令の改正を行い、平成29年4月から施行の予定とのことです。

今後、施行までに1年5か月ほどありますが、病院長や理事長が産業医を兼務している医療機関等から貴会ならびに貴会関係郡市区医師会に対し認定産業医の推薦方につきまして要請があることと存じます。先般、本会が実施しました産業医活動に関するアンケートによりますと、産業医資格があっても活動する事業所がないとの回答が多く寄せられましたので、こういった産業医の先生方を選任していただけるようご配慮をお願いいたします。

つきましては、本件の趣旨をご理解の上、貴会会員ならびに貴会関係郡市区医師会等への周知方につきまして貴職の特段のご高配を賜わりますようお願い申し上げます。

なお、本会としても、基礎研修会の受講を希望される先生方の増加が予想されることから、基礎研修会の日程開催について検討していきたいと考えておりますが、貴会におかれましても基礎研修会の開催につきましてご検討を賜りますようお願い申し上げます。

## 病院院長等が産業医を兼任する件についての経緯

- 院長が産業医を兼ねることについて、適切に産業医の職務が遂行できないのではないかとの問題意識で、国会で質疑あり。
- 全国医師連盟から、院長等の医療機関の管理者が産業医となることは問題であり、禁止すべきとの要望書が厚労委関係議員及び厚生労働大臣政務官（橋本政務官）に配られた。

(平成27年3月17日)

### (論点)

- ・産業医の業務を実施する時間を十分に確保できないのではないか
- ・労働者の健康確保に立脚した判断ができるのではないか
- ・院長の職務と産業医の職務は利益相反に当たるのではないか

### (国会質疑)

- ・薬師寺みちよ議員（平成26年6月13日 参・厚労委）  
⇒兼務は違法ではないが、職務遂行が不適切な実態があれば指導と答弁（局長）
- ・石橋通宏議員（平成27年4月14日 参・厚労委）  
※医師の過重労働問題に関する議論の中での質疑  
⇒兼務は違法ではないが、職務遂行が不適切な実態があれば指導すること、兼務や職務遂行の実態について調査することを答弁（大臣）
- ・薬師寺みちよ議員（平成27年4月14日 参・厚労委）  
※通告なしで、石橋議員の質疑を受けて大臣に問題意識の確認  
⇒医師の過重労働問題についてはきちんと対応していく旨答弁（大臣）

写

基安発 1030 第 2 号  
平成 27 年 10 月 30 日

公益社団法人日本医師会会长 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長



### 産業医の選任の改善について

労働安全衛生行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、産業医の選任につきましては、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 13 条第 1 項の規定において、事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、医師のうちから選任することとされており、同条第 2 項の規定において、産業医は、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識について厚生労働省で定める要件を備えた者でなければならないとされています。この厚生労働省令で定める要件については、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「規則」という。）第 14 条第 2 項において、厚生労働大臣が指定する者が行う研修を修了した者など産業医が備えるべき要件が規定されています。

一方、産業医として選任できる者の事業場等における役職については、法又は規則で制限は設けられていないため、企業の代表取締役、医療法人の理事長、病院の院長等が産業医を兼務している事例がみられるところです。

しかしながら、労働者の健康管理は一定のコストを伴うものであるため、事業経営の利益の帰属主体（以下「事業者」という。）を代表する者や事業場においてその事業の実施を総括管理する者が産業医を兼務した場合、労働者の健康管理よりも事業経営上の利益を優先する観点から、産業医としての職務が適切に遂行されないおそれも考えられ、法や規則においても、産業医や事業者は、以下の①から④のような職務を行うことが必要であることから、法は、事業者を代表する者や事業場においてその事業の実施を総括管理する者が、産業医を兼務することを想定していないところです。

- ① 法第 13 条第 3 項において、産業医は、労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告をすること。
- ② 法第 13 条第 4 項において、事業者は、産業医の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならないこと。
- ③ 規則第 14 条第 3 項において、産業医は、労働者の健康管理等について、総括

安全衛生管理者に対して勧告すること。

- ④ 規則第14条第4項において、事業者は、産業医が勧告をしたことを理由として、産業医に対し、解任その他不利益な取扱いをしないようにしなければならないこと。

これらから、以下の者を産業医として選任している場合は早期に改善する必要があり、改めて、広く周知を図ることといたしましたので、貴団体におかれましても、趣旨を御理解の上、別添のリーフレットも活用し、貴団体の会員事業場等に対する周知に御協力いただきますようよろしくお願ひいたします。

① 法人の代表者又は事業経営主（事業者の代表者）

（例）代表取締役、医療法人又は社会福祉法人の理事長

② 事業場においてその事業の実施を総括管理する者（事業場代表者）

（例）病院又は診療所の院長、老人福祉施設の施設長

なお、今後、労働基準監督署において、産業医の選任状況に関するアンケート票を関係事業場に直接送付することにより、現状の調査を行うことを検討しておりますので、御理解の上、併せてその旨の周知に御協力賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

# 事業場の皆様へ 確認しましょう！

産業医を選任していますか？  
代表者が産業医を兼務していませんか？



## 産業医を選任していますか？



常時50人以上の労働者を使用する事業場においては、事業者は**産業医を選任しなければなりません。**

(労働安全衛生法第13条、労働安全衛生法施行令5条)

産業医の選任、選任している産業医の変更の際には、最寄りの労働基準監督署に届け出が必要です。

(労働安全衛生規則第2条第2項、同規則第13条第2項)



## 法人や事業場の代表者を産業医として選任していませんか？



産業医は、事業者に対し、労働者の健康に関わることについて、勧告を行うことができます。

(労働安全衛生法第13条第3項)

しかし、産業医として法人や事業場の代表者\*が選任されている場合、労働者の健康管理よりも事業経営上の利益を優先する観点から、産業医としての職務が適切に遂行されないおそれもあり、適切ではありません。もしそうした者を選任している場合は早期に改善しましょう。

\*法人の代表者又は事業経営主（事業者の代表者）

（例）代表取締役、医療法人又は社会福祉法人の理事長

事業場においてその事業の実施を統括管理する者（事業場代表者）

（例）病院又は診療所の院長、老人福祉施設の施設長



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

# 参照条文

## 労働安全衛生法

(産業医等)

第十三条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、医師のうちから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項(以下「労働者の健康管理等」という。)を行わせなければならない。

- 2 産業医は、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識について厚生労働省令で定める要件を備えた者でなければならない。
- 3 産業医は、労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告をすることができる。
- 4 事業者は、前項の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

第十三条の二 事業者は、前条第一項の事業場以外の事業場については、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師その他厚生労働省令で定める者に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせるように努めなければならない。

## 労働安全衛生法施行令

(産業医を選任すべき事業場)

第五条 法第十三条第一項の政令で定める規模の事業場は、常時五十人以上の労働者を使用する事業場とする。

## 労働安全衛生規則

(総括安全衛生管理者の選任)

第二条 (略)

- 2 事業者は、総括安全衛生管理者を選任したときは、遅滞なく、様式第三号による報告書を、当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長(以下「所轄労働基準監督署長」という。)に提出しなければならない。

(産業医の選任)

第十三条 法第十三条第一項の規定による産業医の選任は、次に定めるところにより行なわなければならない。

- 一 産業医を選任すべき事由が発生した日から十四日以内に選任すること。
- 二 常時千人以上の労働者を使用する事業場又は次に掲げる業務に常時五百人以上の労働者を従事させる事業場にあつては、その事業場に専属の者を選任すること。
- イ～カ (略)
- 三 常時三千人をこえる労働者を使用する事業場にあつては、二人以上の産業医を選任すること。

2 第二条第二項の規定は、産業医について準用する。ただし、学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)第二十三条(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律)(平成十八年法律第七十七号。以下この項及び第四十四条の二第一項において「認定こども園法」という。)第二十七条において準用する場合を含む。)の規定により任命し、又は委嘱された学校医で、当該学校(同条において準用する場合にあつては、認定こども園法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園)において産業医の職務を行うこととされたものについては、この限りでない。

- 3 第八条の規定は、産業医について準用する。この場合において、同条中「前条第一項」とあるのは、「第十三条第一項」と読み替えるものとする。

(産業医及び産業歯科医の職務等)

第十四条 法第十三条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次の事項で医学に関する専門的知識を必要とするものとする。

- 一 健康診断及び面接指導等(法第六十六条の八第一項に規定する面接指導(以下「面接指導」という。)及び法第六十六条の九に規定する必要な措置をいう。)の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関する事。
- 二 作業環境の維持管理に関する事。
- 三 作業の管理に関する事。
- 四 前三号に掲げるもののほか、労働者の健康管理に関する事。
- 五 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関する事。
- 六 衛生教育に関する事。
- 七 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関する事。

- 2 法第十三条第二項の厚生労働省令で定める要件を備えた者は、次のとおりとする。

- 一 法第十三条第一項に規定する労働者の健康管理等(以下「労働者の健康管理等」という。)を行うのに必要な医学に関する知識についての研修であつて厚生労働大臣の指定する者(法人に限る。)が行うものを修了した者
- 二 産業医の養成等を行うことを目的とする医学の正規の課程を設置している産業医科大学その他の大学であつて厚生労働大臣が指定するものにおいて当該課程を修めて卒業した者であつて、その大学が行う実習を履修したもの
- 三 労働衛生コンサルタント試験に合格した者で、その試験の区分が保健衛生であるもの
- 四 学校教育法による大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、准教授又は講師(常時勤務する者に限る。)の職にあり、又はあつた者
- 五 前各号に掲げる者のほか、厚生労働大臣が定める者

- 3 産業医は、第一項各号に掲げる事項について、総括安全衛生管理者に対して勧告し、又は衛生管理者に対して指導し、若しくは助言することができる。

- 4 事業者は、産業医が法第十三条第三項の規定による勧告をしたこと又は前項の規定による勧告、指導若しくは助言をしたことを理由として、産業医に対し、解任その他不利益な取扱いをしないようにしなければならない。

5、6 (略)

(産業医の定期巡回及び権限の付与)

第十五条 産業医は、少なくとも毎月一回作業場等を巡回し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、産業医に対し、前条第一項に規定する事項をなし得る権限を与えなければならない。

(産業医を選任すべき事業場以外の事業場の労働者の健康管理等)

第十五条の二 法第十三条の二の厚生労働省令で定める者は、労働者の健康管理等を行うのに必要な知識を有する保健師とする。

- 2 事業者は、法第十三条第一項の事業場以外の事業場について、法第十三条の二に規定する者に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせるに当たつては、労働者の健康管理等を行う同条に規定する医師の選任、国が法第十九条の三に規定する援助として行う労働者の健康管理等に係る業務についての相談その他の必要な援助の事業の利用等に努めるものとする。